

市川市市川防犯協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、市川市市川防犯協会（以下「防犯協会」という。）の行う表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類及び方法)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 防犯功労者表彰
- (2) 防犯功労団体表彰
- (3) 優良防犯指導員表彰
- (4) 防犯協会役員満5年表彰

2 表彰を行う場合の基準は、別表のとおりとする。

3 その他、前項で定める基準以外に防犯協会の目的達成に協力が顕著な個人または団体に対し、表彰を行う。

4 表彰の方法は、次のとおりとする。

- (1) 第1項第1号、第2号及び第4号については、表彰状を授与することにより行うものとする。
- (2) 第1項第3号については、感謝状を授与することにより行うものとする。

(表彰の授与者)

第3条 表彰は、防犯協会会長（以下「会長」という。）が行う。

2 会長は、市川警察署長の同意を得て、連名による表彰を行うことができる。

(副賞)

第4条 表彰には、記念品等の副賞を添えることができる。

(死亡時の表彰)

第5条 表彰を受けるべき者が、その表彰以前に死亡したときは、その遺族に授与するものとする。

(表彰の期日)

第6条 表彰は、会長が指定する日に行う。ただし、その他特別な事情がある場合はこの限りでない。

(表彰を受けるべきものの推薦)

第7条 表彰を受けるべきものについては、その所属する団体が、表彰の種類に応じ、防犯功労者表彰推薦書（様式1）、防犯功労団体表彰推薦書（様式2）又は優良防犯指導員表彰（様式3）により推薦するものとする。この場合において、当該団体が推薦することができる人数又は団体数は、防犯功労者表彰は2名以内とし、防犯功労団体表彰は1団体とし、優良防犯指導員表彰は2名以内とする。

(表彰の決定)

第8条 会長は、提出された推薦書により、表彰の可否を市川警察署長と協議し、役員会において、すみやかに決定しなければならない。

- (附 則) この規程は、昭和63年6月 3日から施行する。
- (附 則) この規程は、平成15年4月24日から施行する。
- (附 則) この規程は、平成17年3月29日から施行する。
- (附 則) この規程は、平成21年5月29日から施行する。
- (附 則) この規程は、平成27年5月28日から施行する。
- (附 則) この規程は、平成30年5月31日から施行する。

(別 表)

表彰の種類	表彰基準
防犯功労者表彰	5年以上にわたり、地域安全活動の経歴を有し、防犯思想の普及・高揚、犯罪の予防等の活動を積極的に推進した個人
防犯功労団体表彰	5年以上にわたり、地域安全活動の経歴を有し、防犯思想の普及・高揚、犯罪の予防等の活動を積極的に推進した団体
優良防犯指導員表彰	防犯協会長及び市川警察署長の委嘱を受け、地域における防犯指導を行い、防犯思想の普及・高揚、犯罪の予防等の活動を積極的に推進した個人
防犯協会役員満5年表彰	防犯協会役員として、在任期間が満5年を経過し、各種防犯活動への功績または貢献があると認められる個人